

令和 6 年 3 月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第 3 号	伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	【理由】 個人番号を利用することができる事務を追加すること及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 第 1 条関係 個人番号の利用範囲に係る規定の整備を図るもの (2) 第 2 条関係 法第 9 条第 2 項の規定に基づき、本市における個人番号の利用範囲に伊勢崎市災害見舞金の支給に関する事務を加えるもの	事務管理課
第 4 号	伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例	大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る手数料を定めること、住宅等における建築物エネルギー消費性能基準の評価方法を改めること並びに脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正に伴い、改正の必要を	建築指導課

		認めたもの 【概要】 (1) 大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る手数料を定めるもの (2) 住宅等における建築物エネルギー消費性能基準の評価方法を改めるもの (3) 引用する法律名及び省令名を改めるもの	
第5号	伊勢崎市犯罪被害者等支援条例	【理由】 犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、犯罪被害者等の支援のための施策の総合的な推進を図ることに伴い、制定の必要を認めたもの 【概要】 (1) 目的、定義及び基本理念を定めるもの (2) 市、市民及び事業者の責務を定めるもの (3) 犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めるもの	人権課
第6号	伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例	【理由】 介護保険料の見直し及び介護保険法施行令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 各段階別介護保険料を見直すもの	介護保険課
第7号	伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例	【理由】 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス	介護保険課

	の一部を改正する条例	等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 国の基準に従い、及び参酌した上で、運営等に関する規定を改めるもの	
第 8 号	伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例	【理由】 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 国の基準に従い、及び参酌した上で、運営等に関する規定を改めるもの (2) 引用する条ずれを改めるもの	介護保険課
第 9 号	伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正す	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定居宅	介護保険課

	る条例	介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 国の基準に従い、及び参酌した上で、運営等に関する規定を改めるもの	
第 1 0 号	伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例	【理由】 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 国の基準に従い、及び参酌した上で、運営等に関する規定を改めるもの (2) 引用する条ずれを改めるもの	介護保険課
第 1 1 号	伊勢崎市空家等対策条例の一部を改正する条例	【理由】 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律による空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 引用する条ずれを改めるもの	住宅課
第 1 2 号	伊勢崎市工場立地法に基づく準	【理由】 赤堀都市計画区域における用途地域の指	企業誘致課

	則を定める条例の一部を改正する条例	定に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 赤堀都市計画多田山産業団地地区計画の区域を工業地域として指定することに伴い、規定を整備するもの	
第 1 3 号	伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	【理由】 群馬県小口資金融資促進制度に準じ、改正の必要を認めたもの 【概要】 資金の借換えを令和 6 年度も可能とするもの	商工労働課
第 1 4 号	伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	【理由】 地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの 【概要】 (1) 引用する条ずれを改めるもの (2) その他条文の整備を図るもの	上下水道局総務課
第 1 5 号	伊勢崎市消防事務手数料条例の一部を改正する条例	【理由】 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料の一部を改めるもの	予防課
第 1 6 号	伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部	【理由】 非常勤消防団員の報酬等の見直しに伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】	消防本部総務課

	を改正する条例	(1) 報酬の種類について年額報酬と出勤報酬の２種類とするもの (2) 災害に関する出勤報酬について長時間職務に従事した場合の支給額を増額するもの (3) 規定の整備を図るもの	
第 17 号	伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	【理由】 地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 引用する条ずれを改めるもの	経営企画部総務課
第 18 号	伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例	【理由】 地方税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令による地方税法施行規則の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 個人市民税関係 ア 令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を定めるもの イ 令和 6 年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円を減税する措置を定めるもの ウ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者の令和 7 年度分の個人住民税所得割額から 1 万円を減税する措	市民税課

		置を定めるもの エ 引用する条ずれを改めるもの (2) 固定資産税関係 ア 新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、一定の要件に該当すると認められる場合は、当該減額措置を適用できるよう定めるもの イ 税負担軽減措置等の延長による特例措置の適用期限を延長するもの ウ わがまち特例に係る規定の整備を図るもの エ 引用する項ずれ等を改めるもの	
第 1 9 号	伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	【理由】 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 税負担軽減措置等の延長による特例措置の適用期限を延長するもの (2) わがまち特例に係る規定の整備を図るもの (3) 引用する項ずれ等を改めるもの	資産税課
第 2 0 号	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	【理由】 地方税法施行令の一部を改正する政令による地方税法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】	国民健康保険課

		(1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税 限度額を 22 万円から 24 万円に改める もの (2) 5 割減額対象世帯の減額所得基準につ いて、被保険者 1 人につき加算する金額 を 29 万円から 29 万 5,000 円に改 めるもの (3) 2 割減額対象世帯の減額所得基準につ いて、被保険者 1 人につき加算する金額 を 53 万 5,000 円から 54 万 5,0 00 円に改めるもの	
--	--	---	--